

215揚貨装置を起因物とする死傷災害100事例まで（2019年）

No	年	月	発 生 時	死傷災害事例	年 齢	事 故 の 型	小業 種	労 働 者 規 模
1	2019	5	11 ～ 12	防波堤係留中、6.5t起重機船で作業中、船先端部の倉庫に資材を取り ～ 12 に行く際、倉庫出入口の開閉扉（幅60cm、高さ90cm）の上部（鉄製） に頭部を打ち打撲した。	54	3	30199	30 ～ 49
2	2019	6	9 ～ 10	作業場で資機材の片付け中、攪拌機を吊り上げたとき、バランスを崩 し落下し、右肩に当たり、打撲した。	50	4	30106	1 ～ 9
3	2019	7	8 ～ 9	船上で、カツオを漁獲した網をクレーンで持ち上げている際に、左足 が網の中に入り、入ったままの状態を持ち上げられ、網とハッチ口の 間に足を挟み、左距骨骨折および左足舟状骨骨折を負った。	52	7	50202	30 ～ 49
4	2019	8	11 ～ 12	漁港内にて、海上船よりトラックへ帆立貝積込作業中、トラック荷台 に上がるはしごに登った際、帆立貝の入ったモッコ網を船のユニック を旋回中、背中にぶつかり、トラックと網の間に挟み、コンクリート 地面に落下し、右半身、右目付近を負傷した。	57	6	40301	10 ～ 29
5	2019	9	7 ～ 8	構内の塗装場前で、鋼材の水切りをする際、被災者と同僚の2名で船 内と沿岸に分かれて作業を開始した。被災者がパレットを沿岸に仮置 きし、同僚が合図・確認をしてパレットを着底させた。被災者が盤木 の位置を再調整しようとしたとき、盤木に左手人差し指と中指を挟ま れて挫創を負った。	19	7	50202	50 ～ 99
6	2019	9	9 ～	漁港係留中、帆立操業終了後、トラック荷台へ積み込み作業中、ト ラック荷台から船より旋回したモッコを両手で受け止めた際、後ろに	26	19	70201	50 ～

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html(職場のあんぜんサイト)

参考：[労働災害の分類の概要](#)

[各起因物における死傷災害100事例まで（2019年）](#)に戻る。